

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 品名 (件名) 受電設備保安点検役務
  - (2) 履行期間 令和8年9月1日～令和9年3月31日
  - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年6月9日 10時30分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
  - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 6月8日17時00分までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当分を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の10%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 上原 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	受電設備保安点検役務	那基LPS-X003036	
		承認	令和6年 7月 9日
		作成	令和6年 6月26日
		改正	
		作成部隊等名	9空団 施設隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地における受電設備保安点検役務について適用する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

建築保全業務共通仕様書（令和5年版）

電気事業法（昭和39年法律第170号）

高圧受電設備規定（JEAC 8011-2020）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 履行場所

航空自衛隊那覇基地（細部は、調達要領指定書による。）

### 2.2 役務内容

- a) 本仕様書及び調達要領指定書に基づき、航空自衛隊那覇基地内の受電設備保安点検を行う。
- b) 作業の実施に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
  - 1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、管理上、必要と認められる作業は本役務に含むものとする。
  - 2) 本役務に使用する資器材及び消耗品は、契約相手方が準備すること。
  - 3) 点検中に不具合を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、適切な措置を講ずる。

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

- a) 各建物への移動及び執務室等への出入りは、原則として監督官立会いのもを行うものとする。

件名	受電設備保安点検役務
----	------------

b) 契約相手方は、業務責任者を定め監督官へ通知すること。

c) 検査は、監督官の指示に従い検査官の確認を受けること。

### 3.2 保証

点検中に不具合が発生し、その原因が契約相手方の責によると認められた場合、契約相手方は無償で適切な処置を講ずること。ただし、責任の判断は、官側と協議のうえ決定する。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

本役務に必要な次の書類は、監督官の指示する様式により、指定した期日までに提出する。

- a) 着手届
- b) 一般入門許可申請書
- c) 業務責任者設定通知書及び主任技術者設定通知書
- d) 業務責任者及び主任技術者略歴書
- e) 予定工程表及び実施工程表
- f) 役務完成通知及び役務完成検査願
- g) 役務状況写真

写真の撮り方は、**営繕工事写真撮影要領**（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課）を基準とすること。

### 4.2 秘密保全

- a) 本役務契約により知り得た自衛隊及び基地に関する情報は、他に漏洩及び転用してはならない。
- b) 基地内への立入り（入出門の手続き等）及び基地内での行動は、航空自衛隊那覇基地諸規則及び監督官の指示に従うこと。
- c) 携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合又は使用する場合は、監督官の指示に従い適切な保全処置を行うこと。
- d) 書類の作成を行うパソコン等は、情報の流出防止に万全を期するため、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

### 4.3 安全管理

- a) 業務責任者は、作業場所の整理整頓に心掛け、火災及び安全管理並びに盗難等の事故防止に万全を期すること。
- b) 基地内の既存施設の保護に十分注意を払い、故意又は過失により破損した場合は受注者の負担において原状に復旧すること。

### 4.4 疑義

本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度官側と協議すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	施設-32
	調達要求年月日	令和8年5月11日
	作成部課	9空団 施設隊
	作成年月日	令和8年5月11日
品名	受電設備保安点検役務	
仕様書番号	那基LPS-X3036	

指定事項：

2.1 履行場所

履行場所の細部は、付図1、2、3、4、5及び6のとおり。

2.2 役務の内容

航空自衛隊那覇基地内の受電設備保安点検を行う。また、点検対象機器は、電力監視装置 (MICREX-View PARTNER) と連動型である。

2.2.1 保護継電器試験

- a) 表1に示す保護継電器試験項目とする。
- b) 保護継電器試験は、単体試験とする。
- c) 遮断器の動作試験は、保護継電器側トリップコイル端子を短絡して行う。
- d) 合否判定値は、製造会社が定めた値とする。

表1-保護継電器試験項目

製造会社	型式	保護対象	試験項目
富士電機	F-MPC60G F-MPC2000 DUTUETAK-56BEC	過電流	限時動作電流特性 限時動作時間特性 瞬時動作電流特性 瞬時動作時間特性
		方向性地絡	動作電流 動作電圧 動作時間 移送特性 逆方向特性
		地絡	動作電流特性 動作時間特性
		不足電圧	動作電圧特性 復帰電圧特性 動作時間特性

### 2.2.2 絶縁抵抗測定

- a) 表2に示す絶縁抵抗測定試験項目とする。
- b) 測定は、電気設備の清掃後、乾燥した状態を維持して行うものとする。
- c) 天候の変化により前項により難しい場合は、雨による影響を受けないよう対策を施すこと。

表2—絶縁抵抗測定試験項目

対象	試験電圧 (V)	測定方法	その他の指示
特別高圧ケーブル	1,000	線間及び対地間を 各線毎に測定	三相一括方式により 成極指数を求める。
高圧ケーブル	6,000		
特別高圧変圧器	1,000	1次-対地 1次-2次	ケーブルを取り外さ ずに行う。ただし、 基準値以下の場合 はケーブルを取り外し て測定する。
	6,000	2次-対地	
高圧変圧器	6,000	1次-対地 1次-2次	
	500	2次-対地	
スコット変圧器	使用電圧の直近上 位値	1次-対地 1次-2次 2次-対地	ケーブルを取り外さ ずに行う。ただし、 基準値以下の場合 はケーブルを取り外し て測定する。
高圧機器回路	6,000	三相一括方式によ る測定	入出力回路の開閉器 は全て開放する。
低圧機器回路	125	変圧器2次側配線 から各相の対地間 を測定	負荷開閉器は開放す る。
低圧負荷回路	125	低圧開閉器2次側 から各相對地間を 測定	

### 2.2.3 接地抵抗測定

### 2.2.4 遮断器定期整備

- a) 清掃
- b) 注油
- c) 制御回路の点検

### 2.2.5 直流電源装置点検

- a) 清掃
- b) ボルト、ネジ等の接続点のゆるみ部分の増し締め
- c) 蓄電池の電圧測定

### 2.2.6 清掃、外観点検

- a) 清掃は、掃除機、ブローア又は刷毛等を使用し、塵埃を除去すること。また、付着した汚れは、乾燥ウエス、アルコール又は水に濡らし堅く絞った清潔なウエス等で除去すること。
- b) 清掃の範囲は、ケーブル、端子、開閉器、変圧器、蓄電池、VT、CT等の各機器配電盤、分電盤、キュービクル及び変電室とする。
- c) 外観点検は、リーク痕、亀裂、損傷、発錆、腐食、汚損、異物付着、変色、変形、油漏れ、油の汚れ、操作具合及びボルト、ネジのゆるみ等の有無を確認すること。

### 2.2.7 作業日等

- a) 作業日は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日とする。
- b) 停電作業は、原則として各系統毎に実施するものとし、作業日は監督官と協議のうえ、決定すること。

### 2.2.8 計測器

- a) 使用する計測器は、校正試験に合格したものとし、次期校正日を超えていない機器とする。
- b) 使用する計測器は、校正試験合格書の写しを提出すること。

### 2.2.9 点検数量

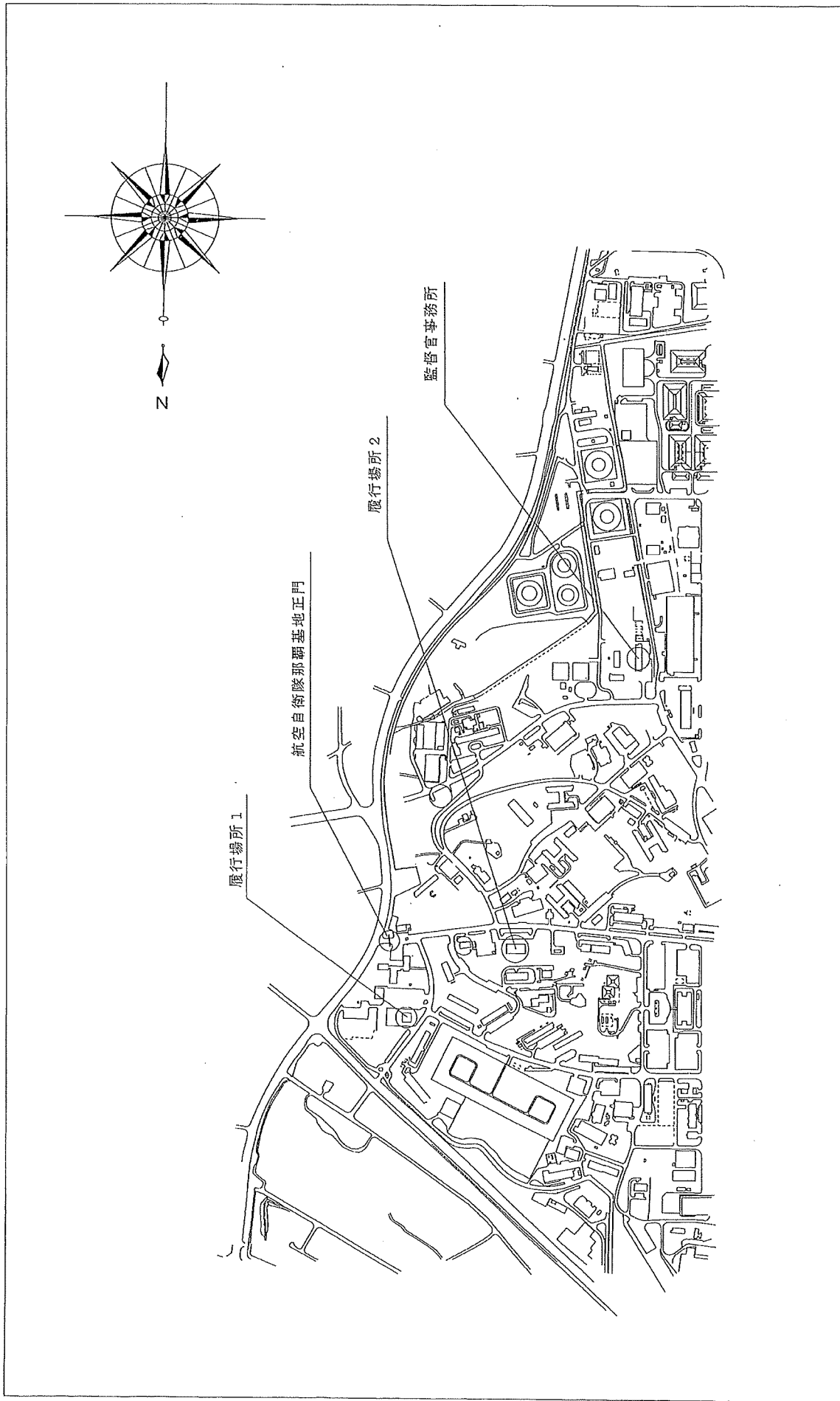
点検数量の細部は、表3のとおり。

表3 一点検対象機器数量

系統 設備名称	高圧機器等	高圧配電盤	低圧配電盤	高圧ケーブル	特別高圧ケーブル	接地抵抗測定	変圧器				真空遮断機	断路器	計器用変圧器・変流器	避雷器	閉鎖形気中開閉器	開放形気中開閉器	双投形開閉器	高圧カットアウト	高圧真空電磁接触器	高圧進相コンデンサ	直列リアクトル	過電流継電器	地絡継電器	地絡方向継電器	過電圧継電器	不足電圧継電器	整流装置		蓄電池	
							油入	500kVA以下	500kVA超過	乾式																	500kVA以下	500kVA超過	アルカリ	鉛
責任分界所					5					4	4		2														1	54		
受電所	52	4	36	13	13		4	4	38	4	78	8		4				18	18	18	15	6	12	2	4	2	108			
合計	52	4	36	18	13	0	0	4	4	42	8	78	10	0	4	0	0	18	18	18	19	10	12	2	4	0	3	0	162	

### 2.1.10 履行期間

令和8年9月1日～令和9年3月31日

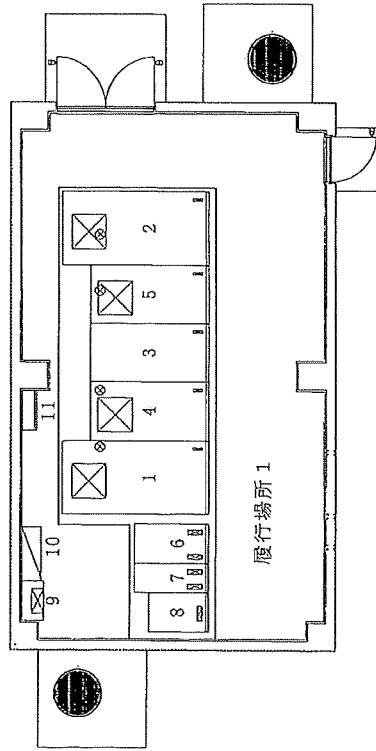


付图 1 一案内图

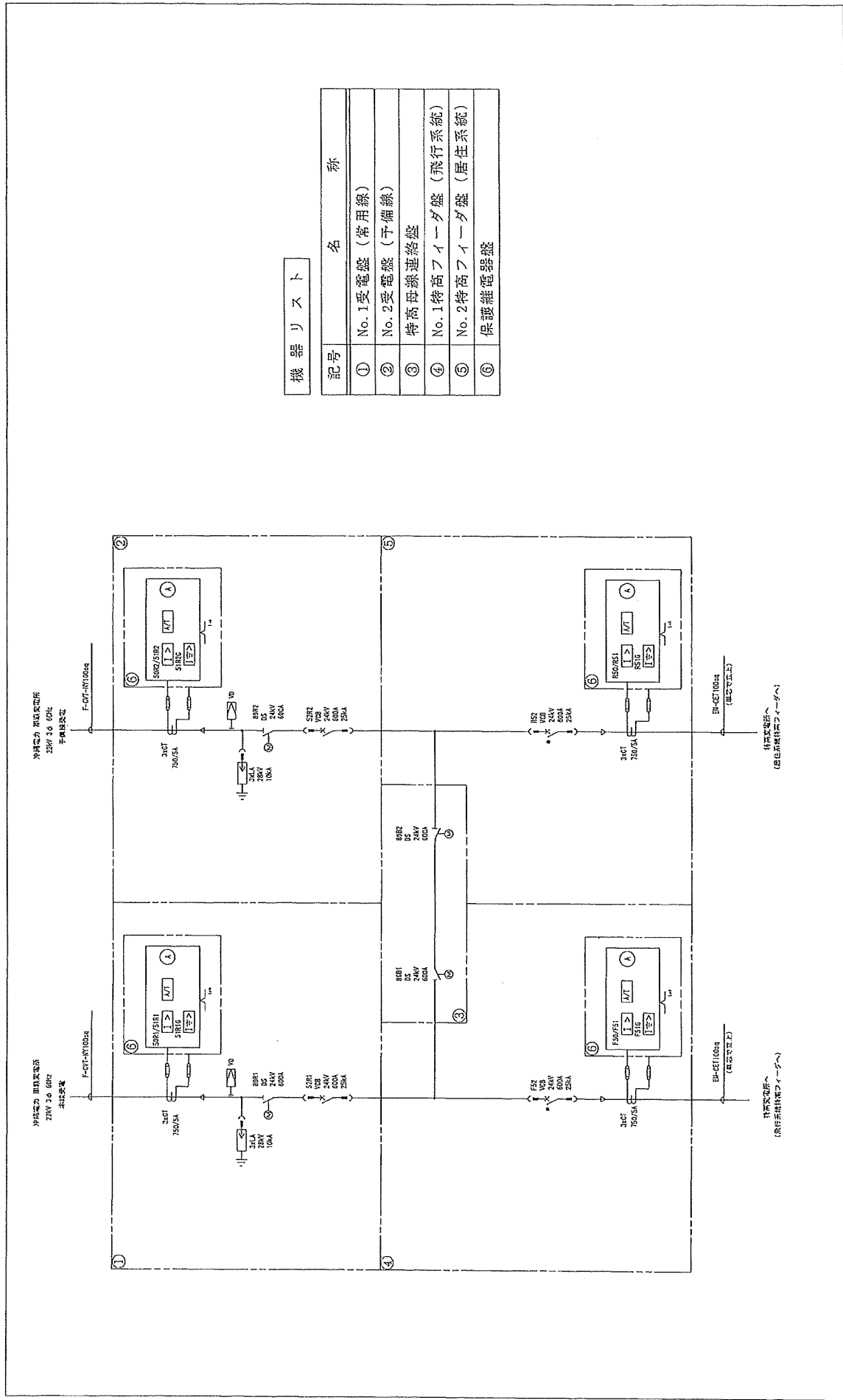
機器リスト

記号	名称
1	No.1受電盤 (常用線)
2	No.2受電盤 (予備線)
3	特高母線連絡盤
4	No.1特高ファイダ盤 (飛行系統)
5	No.2特高ファイダ盤 (居住系統)
6	特高現場操作盤
7	保護継電器盤
8	逆流電源盤
9	リモートステーション盤
10	所内分電盤
11	接地端子盤

◎：ケーブルル立上位置



付図2-1 履行場所1 機器配置図



機器リスト

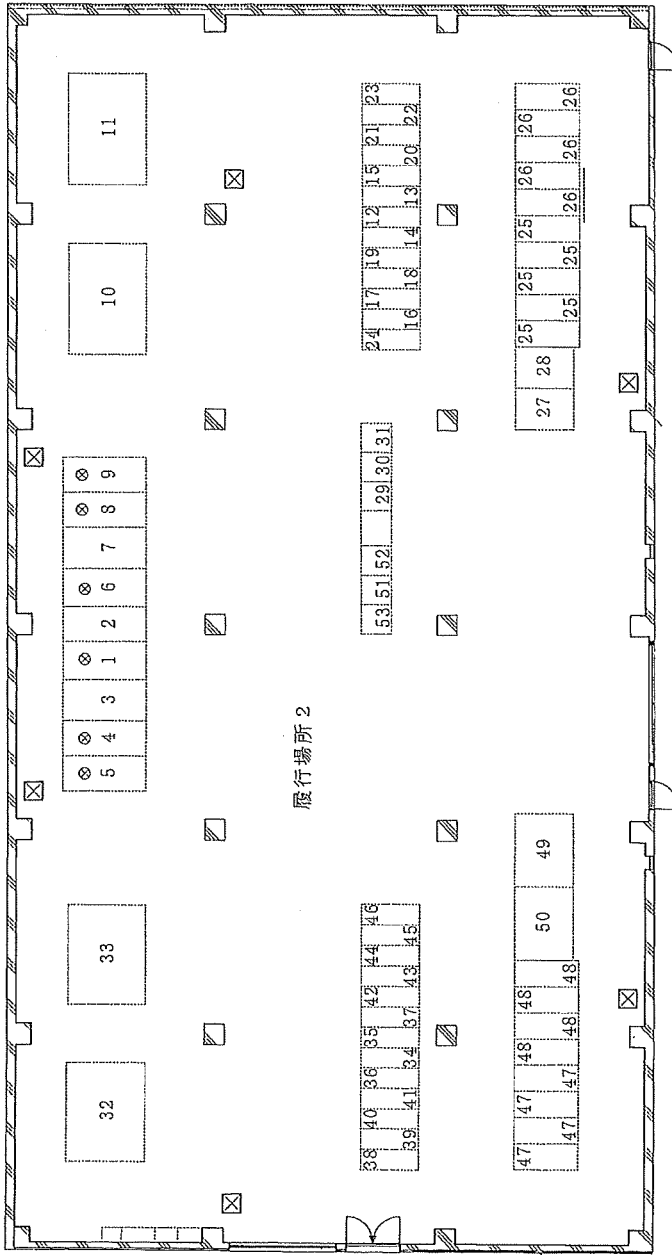
記号	名称
①	No.1受電盤 (常用線)
②	No.2受電盤 (予備線)
③	特高母線連絡盤
④	No.1特高ファイダダ盤 (飛行系統)
⑤	No.2特高ファイダダ盤 (居住系統)
⑥	保護継電器盤

付図3 履行場所1 単線結線図

機器リスト

記号	名称
1	飛行系No.1受電盤
2	居住・飛行母線連絡盤
3	飛行VCT盤
4	飛行変圧器1次側盤No.2
5	飛行変圧器1次側盤No.1
6	居住系No.1受電盤
7	居住VCT盤
8	居住変圧器1次側盤No.1
9	居住変圧器1次側盤No.2
10	居住系No.1変圧器
11	居住系No.2変圧器
12	居住母線連絡盤 (No.1変圧器)
13	居住母線連絡盤 (No.2変圧器)
14	居住変圧器2次側盤No.1
15	居住変圧器2次側盤No.2
16	居住ファイダー盤 (1)
17	居住ファイダー盤 (2)
18	居住ファイダー盤 (3)
19	居住ファイダー盤 (4)
20	居住ファイダー盤 (5)
21	居住ファイダー盤 (6)
22	居住ファイダー盤 (7)

⊗:ケーブリング立上位置

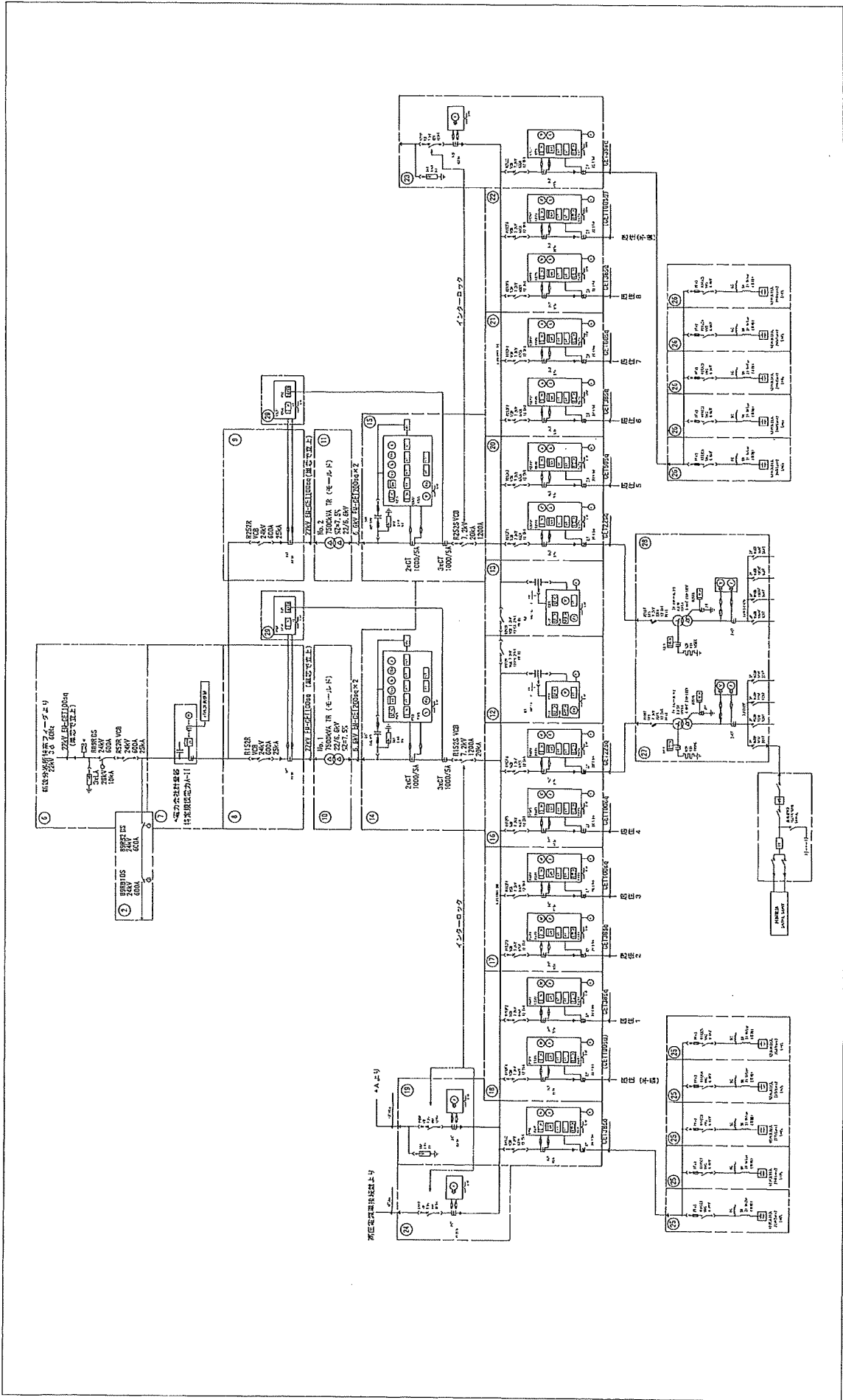


記号	名称
45	飛行ファイダー盤 (8)
46	飛行高圧電源車接続盤
47	飛行高圧コンデンサ盤 (1)
48	飛行高圧コンデンサ盤 (2)
49	飛行所内電灯動力変圧器盤No.1
50	飛行所内電灯動力変圧器盤No.2
51	飛行特高保護継電器盤
52	飛行特高現場操作盤
53	飛行直流電源盤

記号	名称
34	飛行母線連絡盤 (No.1変圧器)
35	飛行母線連絡盤 (No.2変圧器)
36	飛行変圧器2次側盤No.1
37	飛行変圧器2次側盤No.2
38	飛行ファイダー盤 (1)
39	飛行ファイダー盤 (2)
40	飛行ファイダー盤 (3)
41	飛行ファイダー盤 (4)
42	飛行ファイダー盤 (5)
43	飛行ファイダー盤 (6)
44	飛行ファイダー盤 (7)

記号	名称
23	居住ファイダー盤 (8)
24	居住高圧電源車接続盤
25	居住高圧コンデンサ盤 (1)
26	居住高圧コンデンサ盤 (2)
27	居住所内電灯動力変圧器盤No.1
28	居住所内電灯動力変圧器盤No.2
29	居住特高保護継電器盤
30	居住特高現場操作盤
31	居住直流電源盤
32	飛行No.1変圧器
33	飛行No.2変圧器

付図4-1 飛行場所2 機器配置図



付図 5—履行場所 2 単線結線図 (居住)





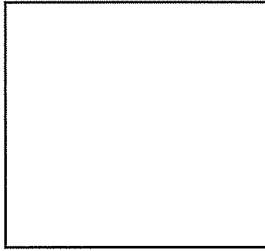
# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を  
委任します。

## 記

1. 件名 : 受電設備保安点検役務

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年6月9日

住所

委任者 社名

氏名

印

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治 殿